

中小企業オーナー社長のための、令和6年度(2024)税制改正大綱まとめ

土井会計事務所
<https://www.doikaikei.com/>

増減税	改正項目	改正内容	適用時期	コメント
↘ 減	(中小企業) 賃上げ減税の拡大・延長 現行最大40%が最大45%に	資本金1億円以下の中小企業が、雇用者給与を前年比1.5%以上増加させた場合、その増加額の15%税額控除する制度。 2.5%以上増加させた場合、その増加額の30%税額控除。 教育訓練費の増加や、くるみん認定又はえるぼし認定(2段階目以上)で控除額をさらに上乘せ。 (ただし、支払う法人税の20%が限度)	2024年4月1日から2027年3月31日 開始事業年度まで3年延長	教育訓練費の上乗せは、雇用者給与の0.05%以上の教育訓練費が必要に (給与1億円なら年間5万円以上)
↘ 減	(中小企業) 賃上げ減税の繰越控除	赤字等で使えなかった税額控除を5年間繰越可能に。 ただし、繰越控除額を使う黒字の事業年度で、前年より給与総額が増えていることが条件。	2024年4月1日から2027年3月31日 開始事業年度まで3年間	これまで切り捨てられていた税額控除を繰越可能に
↘ 減	少額減価償却資産の特例の延長	資本金1億円以下の中小企業が、30万円未満の減価償却資産について年300万円まで、全額損金算入(経費)を認める制度が2年延長。	2026年3月31日取得分まで	中小企業では一番よく使う税制が延長されて良かった!
↘ 減	交際費課税の延長	資本金1億円以下の中小企業の800万円非課税枠も延長	2027年3月までに開始する事業年度まで	これまで通り
↘ 減	交際費の飲食費基準引き上げ	接待飲食費について、1人5,000円基準を1万円に引き上げ。 1人当たり1万円以下の接待飲食費は、交際費から除かれる。	2024年4月1日以後に支出する飲食費より	1万円の判定は、税抜経理なら税抜金額で判定
↘ 減	M&A準備金の拡充・延長	経営力向上計画の認定を受けた株式取得について、その取得対価の70%の準備金の損金算入を認める制度。据置期間を5年から10年に延長し、準備金限度額を2回目90%(3回目以降100%)に引上げ。	2027年3月31日取得分まで	M&Aで株式を有償で取得すると10年先まで課税の繰り延べができる
↗ 増	外形標準課税の課税逃れ防止	資本金1億円以下への減資でも一定の場合には、外形標準課税の対象に。 資本金・資本剰余金50億円超の子会社等は外形標準課税対象に追加。	2025年4月1日以降開始事業年度より	大法人の子会社等でなければ、すでに資本金1億円以下となっている会社は、これまで通り対象外。
—	特例承継計画の提出期限を2年延長	事業承継支援税制で必須の特例承継計画の提出期限を2年延長	2026年3月末までに提出	全額猶予の代表者交代・贈与は、これまで通り2027年12月末まで
↘ 減	4万円の定額減税	所得税と住民税合わせて1人当たり4万円の定額減税。家族4人なら16万円。 給与収入のみなら2,000万円超(合計所得金額1,805万円超)の高額所得者は、対象外。	2024年6月の源泉徴収で実施	6月以降の給与計算が複雑になる
↘ 減	生命保険料控除の拡大	23歳未満の扶養する子がいる場合、一般生命保険料控除の上限額を4万円から6万円に拡大。 3つの保険料控除合計の上限は12万円です据え置き。	2025年以降	たった2万円の所得控除
↗ 増	住宅ローン控除の縮小	省エネ基準を満たさない住宅は対象外に。 省エネ基準を満たしても、子育て世帯、若い世帯以外は、限度額が縮小。	2024年中の入居	省エネ基準を満たさない住宅(一部の戸建て)ではまったく使えない。
↘ 減	住宅取得資金贈与特例の延長	1人当たり住宅取得資金1,000万円(省エネ住宅以外は500万円)まで贈与税を非課税とする制度を3年延長。	2026年12月31日贈与分まで	